

市有地の売払い

応募要領

令和7年11月

狹山市総務部財産管理課

一般競争入札の主な手順

1 入札参加申込み

入札参加希望者は、指定の入札参加申込書に所定の事項を記入押印のうえ、受付期間中に受付場所まで直接お持ちください。

- 受付期間

令和7年12月10日（水）～令和7年12月23日（火） ※土、日曜日、祝日を除く。

午前8時30分～午後5時15分

- 受付場所

狹山市入間川1丁目23番5号

狹山市役所 3階 総務部 財産管理課 財産管理担当

電話 04-2936-9908（直通）

- 提出書類

① 入札参加申込書（実印で押印のこと）

② 添付書類（発行後3ヶ月以内のもの）

個人の場合 住民票（マイナンバーの記載が無いもの）、印鑑登録証明書、身分証明書

法人の場合 登記事項全部証明書、印鑑証明書

※ 身分証明書：本籍地のある市町村で発行する証明書

※ 共有名義で申し込む場合は、共有者全員の住民票等が必要です。

2 入札

下記により入札を執行します。入札には、申込者本人又は代理人が必ず出席してください。

- 入札日時

令和8年1月29日（木）

物件番号1 午後2時00分から

※ 時間に遅れた方は、入れできません。

- 入札場所：狹山市役所 地下1階 入札室

- 必要書類

① 入札参加申込受付書（申込み受付後、郵送します。）

② 入札保証金を納入したことを証明する「入札保証金預り書」

（入札時間までに会計課に納付し狹山市会計管理者の押印してあるもの）

※ 入札保証金とは、入札価格の100分の5以上の額を、事前に納入していただくものです。詳しくは次ページ以降の要領をご覧ください。

③ 委任状（代理人が参加される場合のみ）

④ 入札書及び入札用封筒

3 契約の締結

落札者と売買契約を締結します。

4 売買代金の納入

市の発行する納入通知書により期日までに納入してください。

5 土地の引渡し（所有権移転登記）

所有権移転登記、土地の引渡しを行います。

市 有 地 売 払 い 要 領

- 1 入札物件 ※現地説明会は行いませんので、事前に現地及び物件状況を確認してください。
 ※本物件は現状有姿のまま売り渡しとします。

番号	所 在 地	地 目	地 積 (m ²)	最低売却価格 (円)
1	狭山市富士見1丁目2914番3	宅地	713.70 m ²	168,789,000円
	狭山市富士見1丁目2917番14	宅地	122.48 m ²	
	狭山市富士見1丁目2918番3	宅地	423.70 m ²	
	狭山市富士見1丁目2918番26	宅地	11.67 m ²	
	計		1,271.55 m ²	

2 契約上の特約

(1) 用途等の制限

- ① 売払い物件を契約締結の日から5年を経過するまでの間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に使用してはならない。
- ② 売払い物件を契約締結の日から、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはならない。
- ③ 売払い物件の所有権を第三者に移転する場合には、上記の特約を承継させなければならない。

(2) 実地調査等

- ① 狹山市は、上記（1）の履行状況を把握し、条件違反を未然に防止するため、必要があると認めるときには実施調査をし、又は報告若しくは資料の提出を求めることがあります。
- ① 落札者は、正当な理由なく上記①に定める実施調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならないものとします。

(3) 違約金

用途等の制限に違反した場合は売買代金の3割、実地調査等に違反した場合は売買代金の1割を違約金として狭山市に支払っていただきます。なお、違約金に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとします。

(4) 契約不適合責任

契約締結後、売払い物件が土壤汚染、地盤沈下、地下埋設物等を含め、種類、品質又は数量に関する契約の内容に適合しない場合でも、売買代金の減額、履行の追完、損害賠償等の一切の請求及び契約の解除をすることができないものとします。

3 入札参加資格

売買代金の支払いが可能な方であれば、個人、法人及び市内在住、在勤を問いません。しかし、次の要件のいずれにも該当しない方であることが参加の条件となります。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員並びにこれらと密接な関係を有する者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員

4 入札参加申込み

(1) 受付期間及び時間

令和7年12月10日（水）から12月23日（火）まで

午前8時30分から午後5時15分まで

※土、日曜日、祝日を除く。

※郵送等による申込みは受け付けません。

(2) 受付場所

狭山市入間川1丁目23番5号

狭山市役所 総務部財産管理課 財産管理担当（3階）

(3) 提出書類

① 入札参加申込書（実印で押印のこと）

② 添付書類（発行後3ヶ月以内のもの）

個人の場合 住民票（マイナンバーの記載が無いもの）、印鑑登録証明書、身分証明書

法人の場合 登記事項全部証明書、印鑑証明書

※ 身分証明書：本籍地のある市町村で発行する証明書

※ 共有名義で申し込む場合は、共有者全員の住民票等が必要です。

(4) 留意事項

① 売買契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記載された名義でしか行いません。

② 入札参加申込み物件の変更及び取下げは、受付期間内に限ります。

5 入札

(1) 日 時 令和8年1月29日（木）

物件番号1 午後2時00分から

場 所 狹山市入間川1丁目23番5号

狭山市役所 地下1階 入札室

(2) 入札保証金

入札参加者は、入札保証金として最低売却価格の100分の5以上の額で、かつ、入札しようとする金額の100分の5以上（円未満切り上げ）の額を入札保証金納付書により、入札日当日、入札時間までに会計課に納付してください。

※ 小切手で納付する場合は、東京手形交換所加盟金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手に限られますので注意してください。

※ 入札保証金納付書は入札参加申込受付書と一緒に申込者に郵送します。

(3) 当日持参いただくもの

- ① 入札参加申込受付書（入札参加申込み受付後、郵送します。）
- ② 入札保証金預り書
- ③ 委任状（代理人が参加される場合のみ）
- ④ 入札書及び入札用封筒（所定の入札書を入札用封筒に入れ、実印で封印）

(4) 入札

- ① 入札参加者は、所定の入札書に必要な事項を記載し、記名押印（実印に限る）のうえ、入札用封筒に入れ実印で封印して、入札保証金預り書とともに提出してください。
- ② 入札は代理人に行わせることができます。代理人は、所定の入札書に必要な事項を記載し、記名押印（委任状に押印されている代理人の印）のうえ、入札用封筒に入れ実印で封印して提出してください。
- ③ 入札金額は、物件価格の総額を記入してください。
- ④ 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(5) 開札

- ① 入札締め切り後、直ちに入札者立会いのもと開札します。
- ② 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせます。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ① 入札者の記名及び押印がないとき
- ② 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき
- ③ 入札保証金を納付せず、又はその金額に不足があるとき
- ④ 代理人による入札の場合において、委任状を提出しない、又は委任状に不備があるとき
- ⑤ 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき
- ⑥ 入札者の資格のない者が入札したとき
- ⑦ 狹山市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき
- ⑧ 文字、数字等を訂正した場合において訂正印の押印がないとき
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき

(7) 落札者の決定

落札者は、次の方法により決定します。

- ① 有効な入札を行った者のうち、狹山市が定めた最低売却価格以上で、最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。
- ② 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある時は、直ちに当該入札者がくじを引き落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(8) その他

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止または延期することがあります。

6 入札保証金の返還等

- ① 落札者以外の者が納付した入札保証金は、落札者決定後、直ちに納付した場所で入札保証金払い戻し請求書と引換えに返還します。
- ② 入札保証金は、その受入期間について利息は付きません。
- ③ 落札者が契約の締結に応じない場合には、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、狭山市に帰属することとなります。

7 契 約

(1) 契約の締結

落札者との売買契約は、入札終了後14日以内に土地売買契約書により締結します。なお、契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。

(2) 契約の確定

契約は、狭山市が落札者とともに土地売買契約書に記名押印したときに確定します。

(3) 契約保証金

- ① 契約確定時に、土地代金の5%（円未満切り上げ）を契約保証金として納付していただきます。なお、既に納付済みの入札保証金を契約保証金に充当します。
- ② 契約保証金は、売買代金に充当します。
- ③ 売買契約が解除された場合には、契約保証金は狭山市に帰属します。

8 売買代金の支払期限

売買代金は、契約締結後40日以内に支払わなければなりません。売買代金と契約保証金との差額を狭山市が発行する納入通知書により納付してください。

9 所有权の移転及び土地の引渡し

- ① 売払い物件の所有権は、売買代金完納と同時に移転します。登記の手続きは狭山市が行いますが、移転登記に必要な登録免許税は落札者の負担となります。
※ 登記に際して、別途必要書類の提出をお願いします。
- ② 売払い物件は所有権の移転完了後、工作物（フェンス等）や樹木等を含め、現状のまま引渡しを行います。（売却予定地の看板は、入札終了後、狭山市で撤去・回収します。）

10 留意事項

- ① 土地の利用制限等については、あらかじめ各自で関係機関にご確認ください。また、売払い物件の引渡しは現状有姿のままで行いますので、事前に現地確認のうえ入札に参加してください。
- ② 売払い物件は全て公簿面積による売払いとなります。引渡し後の実測により面積が異なる場合も、売買代金の清算は行いません。

- ③ 売払い物件の埋設物調査、地盤調査及び土壤調査を行っていません。地下埋設物等の除去、地盤改良及び土壤汚染対策等が必要な場合は、落札者の負担で撤去及び処分等を行ってください。
- ④ 隣地から売払い物件に越境物がある場合についても現況のままで引渡します。契約後に越境が判明した場合も含め、越境物を解消するための交渉や手続きは相隣関係間で話し合ってください。
- ⑤ 入札に参加しようとする方は、本要領に記載された事項について熟知しておいてください。
- ⑥ 落札された物件は、個人、法人の別、落札価格、物件の明細について公開されます。あらかじめ、ご了承ください。

問い合わせ先 狹山市 総務部 財産管理課
電話 04-2936-9908 (直通)